

事業者排出量削減計画書（新規・変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	大阪府大阪市北区中之島3-2-4					
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	㈱朝日新聞社 代表取締役社長 秋山 耿太郎					
事業者の主たる業種	新聞発行					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成20年 4月 ～ 平成23年 3月					
基本方針	平成19年度を基準に、平成22年度の温室効果ガス排出量を3%程度の削減を目指す。					
推進体制	定期的に進捗会議を開催、平成19年度を基準年とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。					
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001	KES ステップ2			
	適用範囲	京都工場	京都工場			
	取得年月日	2005年12月	2005年3月			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	平成20～22年度	京都工場	空調機の運転スケジュール、制御台数の見直しを行う			
	平成20～22年度	事務所ビルの照明・設備	照明の点灯時間の短縮、省エネタイプへの変更、小まめに不要照明を消灯、カーカーの撤去、暖房便座の夏季期間の使用禁止。			
	平成20～22年度	宿泊施設	宿泊者にもCO2削減の協力を依頼し、無駄な電力を減らす。			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）		
	A 事業所等排出区分	4,418 t	4,278 t	-3.2 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 4,418 t	*2 4,278 t	-3.2 %		
	目標設定の考え方	毎年1%以上、3年間で3%程度の排出量削減を目指す。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	
	工場	二酸化炭素換算 印刷部数	0.122	0.118	-3.3 %	
	事務所ビル	二酸化炭素換算 延床面積（賃貸部分を除く）	0.101	0.097	-4.0 %	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	工場（t-CO2/部数）、事務所ビル（t-CO2/m <sup>2</sup> ）ごとに各原単位の3%～4%程度の改善を目指す。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）				
		取組量等				
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）		t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量）	kwh	（削減量）		t
		（熱供給量）	GJ	（削減量）		t
グリーン電力の購入	（購入量）	kwh	（削減量）	t		
削減量等合計			*3	t		
差引排出量 （排出合計－削減等合計）		基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）		
	*1	4,418 t	(*2)-(*3) 4278 t	-3.2 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項	1) 事務所ビル（京都朝日ビル・京都朝日会館）：延床面積より貸室床面積を除いた面積。（但し、京都朝日ビルは朝日新聞社京都総局を含む）電力使用量は、総電力使用量よりテナント使用量を除く（但し、京都朝日ビルは朝日新聞社京都総局を含む） 2) 全社的には、2001年度を基準に2010年度までに温室効果ガス排出量の10%削減計画。この計画を2007年度に実現。2010年度までにさらに削減を行う。					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。

注 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

注 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。

注 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達を採用、特定フロンなどの条指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。